

協働ミーティング～みんなで作る地域の未来～企画・運営業務委託仕様書

1 委託業務の名称

協働ミーティング～みんなで作る地域の未来～企画・運営業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、市民活動に取り組むNPOや企業等を対象に、協働の効果や方法についての理解を深め、同じ目的を持つ団体同士がマッチングする機会を提供することで、協働による市民活動の活性化を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託業務の内容

この業務は、「2 委託業務の目的」を達成するため、協働ミーティングを開催するものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

(1) 協働ミーティングの開催

- ①回数 1回
- ②募集人員 100人程度
- ③会場 秋田市内を想定 ※会場手配は予算の範囲内で行うこと。
- ④開催時期 令和8年9月から令和8年12月まで
- ⑤概要

- ア 協働に関する有識者による講演
- イ 協働による取組の先行事例発表
- ウ 参加者同士の交流会

⑥業務内容

ア 講師の選定及び依頼

協働の意識醸成を図ることのできるテーマ設定により講師を選定し、日程調整等を行うとともに講師の依頼をすること。

イ 協働ミーティングの開催周知

a ポスター・チラシの制作

プロジェクトの内容を周知するチラシとポスターを制作してデータと印刷物を納品すること。

(仕様例)

- ・チラシ：A4版、表裏両面、カラー（4色刷）、1,000部以上
- ・ポスター：A2版、表1面、カラー（4色刷）、50部以上

b SNS及びウェブメディア等を用いた募集広告

SNS広告の外、対象年齢などの特性に合わせて配信媒体を選定し、参加者数の増加につながるものとする。

ウ 参加申込受付

- a 参加申込受付及び問い合わせ対応を行うこと。
- b 受付状況を一覧整理の上、県と共有すること。
(申込者の氏名・所属等の属性、取り組んでいる活動の分野、団体が抱える課題（資金難、人手不足、ノウハウ不足）など)
- c 参加申込みの受付にあたっては、インターネット上に申込フォームを作成すること。また、電話またはメールによる申込みにも対応すること。

エ 協働ミーティングの企画・運営等

- a 開催当日は、受付及び進行役、進行管理を行うこと。なお、詳細は受託者決定

後、別途打合せの上決定する。

b 講師に対する謝金等の支払いを行うこと。

※講師謝金及び旅費については、委託総額の範囲内で計画すること。

c 参加者同士の交流会においては、同じ目的や課題意識を持つ参加者同士がマッチングし、協働による取組の企画立案につながるような企画を実施すること。

オ その他

a 参加者へのアンケートを実施し、今後の協働の推進に資するデータとしてとりまとめること。

b 協働ミーティング終了後、参加者に対する追跡調査が可能なように、連絡先を収集・整理すること。

(2) 実績報告書の作成・提出

① 協働ミーティング企画・運營業務終了後、受託者は業務完了届とともに実績報告書を作成し、提出すること。

② 前記のほか、県が報告を求める事項がある場合は、速やかに対応すること。

(3) その他

4 (1)、(2)に定める業務のほか、委託総額の中で協働の推進に資する取組として実施が可能な内容がある場合は、提案することを可能とする。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

① 受託者は、この業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出すること。

② 受託者は、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(2) 業務の履行に関する措置

① 県は、本業務（再委託した場合を含む。（以下同じ））の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

② 受託者は、アの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

(3) 権利の帰属等

① 著作権は、県に帰属する。

② 県は、本業務により制作された成果物及び資料の使用を可能とする。

③ 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することを禁じる。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

6 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 4 (1) ⑥ポスター及びチラシの印刷物及び原稿データ
- (2) 4 (1) ⑥アンケートの分析データ
- (3) 4 (2) ①報告書の印刷物2部及び原稿データ (pdf形式等)
- (4) 記録用写真データ一式 (jpg形式等)
- (5) その他業務に付随する制作物

7 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県と十分に協議すること。
- (2) この業務は、国の地域未来交付金を充当して実施することから、特定の個人や個別企業に対する給付、飲食に係る経費等は委託経費に含めることができない。
- (3) 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な個人情報の取扱いに留意すること。
- (4) 成果品の納品場所は、秋田県人口戦略部地域づくり推進課とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。